記載例

離　婚　届

令和　8　年　4　月　5　日　届出

山口県防府市長　殿

受理　令和　年　月　日 第　号						
通知（送付）　令和　年　月　日 第　号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

年月日	住定	
夫	妻	

届出人（協議離婚の場合は夫妻それぞれ）が署名をしてください。

署名	
夫	防府太郎
妻	防府花子

		夫	妻
(1)	（フリガナ）	ホウフ　タロウ	ホウフ　ハナコ
	氏名	氏 防府　名 太郎	氏 防府　名 花子
	生年月日	大正・昭和・[✓ 平成]・西暦　元年　2月　2日	大正・昭和・[✓ 平成]・西暦　元年　8月　15日
	所 （…して…）	防府市　桑山二丁目　1　番地・[✓ 番]　1　号 （アパート・団地名または方書）ソラールC棟５０３号	防府市　緑町一丁目　9　番地・[✓ 番]　90　号 （アパート・団地名または方書）アスピラートA棟７０１号
(2)	本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	山口県　防府市　桑山二丁目　2　[✓ 番地]・番 筆頭者の氏名　防府太郎	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父　桑山　一郎 母　防府　松子 続き柄　二男 養父　防府　三郎 養母 続き柄　養子	妻の父　山口　和夫 母　山口　梅子 続き柄　長女 養父 養母 続き柄　養女
(3) (4)	離婚の種別	☑協議離婚 □調停　令和　年　月　日成立 □審判　令和　年　月　日確定	□和解　令和　年　月　日成立 □請… □判…
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫　☑妻　は　□もとの戸籍にもどる　☑新しい戸籍をつくる 山口県　防府市　八王子二丁目　6　番地・[✓ 番]	（フリガナ）ヤマグチ　ハナコ 筆頭者の氏名　山口　花子
(5)	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子　防府史郎 父（夫）が親権を行う子 母（妻）が親権を行う子　防府洋子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
	（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

別紙を必ず確認してから記入してください。

未成年の子の親権について該当欄に子の氏名を記入してください。

未成年の子がいる場合は必ず☑してください。

令和　年　月　日 午前 午後　時　分受領	
夫	□免 □旅 □個 □その他　□無 （　　）
不受理	□有　□無
通知	□要　□不要
妻	□免 □旅 □個 □その他　□無 （　　）
不受理	□有　□無
通知	□要　□不要
使者	□免 □旅 □個 □その他　□無 （　　）
通知	年　月　日

確認	通知

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
- 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書
- 署名及び証人の欄は必ず本人が書いてください。

〇そのほかに必要なもの

調停離婚のとき → 調停調書の謄本
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき → 和解調書の謄本
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号	

日中の連絡先	
電話	
夫	（●●●●）●●－●●●●
妻	（■■■）■■■■－■■■■

(6) (7)	同居の期間	昭和・[✓ 平成] 令和・西暦　２７年　２月から（同居を始めたとき） 昭和・平成 [✓ 令和]・西暦　８年　３月まで（別居したとき）
(8)	別居する前の住所	防府市　駅南町　１３　番地・[✓ 番]　40　号
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☑4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯
(10)	夫婦の職業	（国勢調査の年・・・　年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業　　妻の職業
	その他	
	届出人署名 （※押印は任意）	夫　防府　太郎　印 妻　防府　花子　印

本人が記入してください。
押印は任意です。

証人	（協議離婚のときだけ成年の証人が2人必要です）	
署名 （※押印は任意）	山口　和夫　印	山口　梅子　印
生年月日	大正・[✓ 昭和] 平成・西暦　４０年　１０月　１７日	大正・[✓ 昭和] 平成・西暦　４２年　１２月　２日
住所	防府市　八王子二丁目 16　番地・[✓ 番]　6　号	防府市　八王子二丁目 16　番地・[✓ 番]　6　号
本籍	山口県　防府市　大字牟礼 １３８　[✓ 番地]・番　4	山口県　防府市　大字牟礼 １３８　[✓ 番地]・番　4

証人本人が記入してください。
押印は任意です。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しない
別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち
届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
☑取決めをしている。　□まだ、決めていない
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育
母で分担したりすること。父母の一方が全てを行うとの取決めをしている場合も「取決めをし

親子交流について
☑取決めをしている。　□まだ、決めていない
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

未成年の子がいる場合はこちらの枠内もお読みください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
☑取決めをしている。
□まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

🔍 法務省　離婚　　**法務省パンフレット**　　**法務省の解説動画**

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374　【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp